



伊東市訓令甲第5号

各 部 課

伊東市長の職務代理の設置等に関する規程を次のように定める。

令和7年7月18日

伊東市長 田久保 眞紀

伊東市長の職務代理の設置等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に基づく市長の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務代理者の設置)

第2条 職務代理者は、市長がその職務について自ら意思を決定し、かつ、その事務処理について職員を指揮監督し得るか否かによって判断するものとする。

2 前項の場合において、市長の海外への出張期間中は、訪問先の社会事情、通信状況等を考慮し、通信等が著しく困難と認められる場合のほかは、原則として職務代理者を置かないものとする。

(文書等の表記)

第3条 文書等に表記する職務代理者の職名は、伊東市長職務代理者とする。

2 地方自治法第152条の規定により職務代理者が市長の職務を代理する期間中（次条において「職務代理期間中」という。）、市長の職名又は職氏名の表記及び市長印の押印がある文書等をやむを得ず使用するときは、当該表記又は押印を2本線で削除し、職務代理者の職名又は職氏名を表記するとともに、職務代理者印を押印するものとする。

(読替措置)

第4条 前条の規定にかかわらず、既に市長の職名、職氏名又は市長印が刷り込まれている文書等で、修正することが容易でないものについては、職務代理期間中、市長の職名を職務代理者の職名、市長の職氏名を職務代理者の職氏名、市長印を職務代理者印と読み替えて措置する。

2 前項の規定により読み替えて措置を行うときは、あらかじめ当該措置を行う文書等について公示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。

(伊東市長の職務代理の取扱いに関する規程の廃止)

- 2 伊東市長の職務代理の取扱いに関する規程（平成27年伊東市訓令甲第6号）は、廃止する。